●香川県告示第327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年12月26日から令和6年1月22日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道 (一般)
- 2 路線名 粉所西中徳線(167号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
	(メートル)	(メートル)	
高松市塩江町安原下第2号字	8.5~28.6	84	令和元年12月13日付け香川県告
高橋1917番39地先から			示第196号の一部
高松市塩江町安原下第2号字			
高橋1917番3地先まで			

4 供用開始の期日 令和5年12月26日